

# 所得税及び住民税の申告は

## 二月十六日からです

昭和五十九年分の所得税の確定申告及び住民税の申告は二月十六日から受付が始まり三月十五日までが申告期限です。

### 「所得税」

確定申告をしなければならぬ人  
一、事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、昭和五十九年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人  
二、サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人  
三、給与所得や退職所得以外の所得金額が二〇万円を超える人  
四、二ヶ所以上から給与を受けている人

確定申告をすれば税金が戻る人  
一、確定申告をしなくてもよいサラリーマンでも、雑損控除や医療費控除、住宅取得控除などが受けられる人  
二、昭和五十九年中途で退職した後、就職しなかった人で、

年末調整を受けなかった人

### 「住民税」

次に住民税の申告は、昭和五十九年一月一日から十二月三十一日までの間に所得のあった人を受けようとする人は「昭和六十一年分町・県民税申告のしかた」をよく読んでご自身で計算し、適正な申告をしてください。

なお、住民税の申告書は後日

送付いたします。

申告に必要な書類等

確定申告及び住民税の申告には印鑑、源泉徴収票、各種領収書、証明書などご持参の上申告してください。

各申告書は、各種税金を計算する基礎資料となるばかりでなく、いろいろな証明事務にも重要な資料となりますから、該当項目は漏れなく記入し、正しい申告をしてください。

### 所得税の還付申告をなさる方へ

#### なされる方へ

昭和五十九年分所得税の還付申告をなさる方は、お手数でも新津税務署が役場で申告用紙をお取りの上、申告されますようお願いいたします。

還付申告書は、二月十六日以前でも受け付けておりますからなるべく早めに申告されたいとおすすめています。

なお、申告書の受理は、役場でもいたしております。

還付金の口座振込みについて税金の還付を受けられる納税者へは口座振込みをおすすめています。納税者ご自身の預金口座番号が必要となります。

# 納税相談日の利用を

## 利用を

確定申告の期間中、左記のように「納税相談」が実施されますから納税者の皆様より御利用ください。

◎営業・譲渡・贈与関係者  
二月十七日と三月六日

◎農業・花木関係者  
三月六日・七日

右の会場は役場 階集団検診室  
但し、三月七日は二階保健指導室

◎税理士会員の無料相談所  
二月二十五日と三月四日  
会場：役場 二階研修室  
時間はいずれも午前九時三十分より午後四時まで

### ▽訂正とおわび△

昭和五十九年十二月号の6ページの「国民年金保険料は年末調整されます」の「五十九年一月から十二月までの付加保険料に誤りがありましたので次のとおり訂正します。  
誤 (一ヶ月につき) 四〇〇〇円  
正 (一ヶ月につき) 四〇〇円

# 精神衛生の巡回相談

心の病も体の病気と同じく早期発見、早期治療が大切ですが、自分では気がつきにくいのが特徴です。従って周囲の人が注意して早く正しい治療につかせていただくよりほかにありません。

町では、保健所との共催により巡回相談を計画いたしました。となたでもお気軽においでください。特に次のような気になる症状のある方。

一、理由もなく笑ったり、一人言を言う。  
二、常にイライラして怒りっぽく乱暴をする。

一、理由もなく笑ったり、一人言を言う。  
二、気が沈み何ごとにも意欲がなく死にたくなる。  
三、毎日眠れない。アルコールが入ると乱暴する。

## 大学進学に町奨学金

### 融資制度があります

当町では、大学生(短期大学を除く)を対象にした奨学金融資制度があります。

この制度は、優秀な学生が経済的な理由により修学が困難な者に対して、学費を貸与して人材の育成を図ることを目的とした制度です。

交通安全家庭の日  
二月十日(日)  
今月のテーマ  
踏切では一時停止して安全を確認しましょう

融資金額は、月額二万五千元ですが、昭和五十九年度では二十八名の大学生が利用しております。

融資の申込みは、毎年四月に行っておりますので、希望される方は申込みしてください。  
なお、融資事務は役場内教育委員会で行っておりますので、不明な点、疑問な点がありましたら問い合せください。

# 献血のお知らせ

二月十八日(月曜日)

午前10時～12時 役場保健センター  
午後1時～3時半 竹井機器工業(株)

## 健康相談

### 母子手帳発行日のお知らせ

日時 二月四日(月)・十八日(月)・二十五日(月)・三月四日(月)  
午前9時～午後4時  
会場 役場保健センター

妊婦及び幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

## 栄養改善料理講習会



食生活改善推進委員による栄養改善料理講習会を左記により開きますので、ご近所おさそい合わせの上、おいでください。  
日時 二月十二日(火) 午前9時～12時  
場所 中央公民館  
内容 「栄養のバランスのとれた食生活」

## 停電のお知らせ

二月二十七日(水)

午前9時～11時30分まで  
〔区域〕水田全部、小向全部  
横川浜一部  
午後1時30分～4時まで  
〔区域〕鎌倉新田・天ヶ沢  
高ヶ沢全部

## 無料法律相談

相談日 二月十五日(金)  
午前9時30分～12時まで



会場 役場保健センター  
保健指導室(二階)  
相談員 古川兵衛弁護士  
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三一一一番内線四二)でお願いいたします。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

## 二月は児童手当の支給月です。

今月は、児童手当(一ヶ月分)の支給月です。  
十月～一月までの四ヶ月分を二月八日に各金融機関の受給者口座に振込みますので確認してください。

## 心配ごと相談



身のまわりには、様々な悩みごとがあるものです。そんな時、相談員の助言によって解決されることもあります。気軽にご利用ください。  
場所 老人福祉センター  
時間 午前10時～午後3時  
二月の相談日  
五月(土)十九日(火)二十六日(火)

# 『盛況だった健康教室』



「脳卒中を防ぐ」、「緑の野菜を食べよう」をテーマに、十一月から十二月にかけて、六会場で開催された健康教室が、老人クラブの方を中心とし、多勢の方が集まり、保健婦、栄養士による話とレクリエーション、食生活改善推進委員の方々の指導による緑の野菜を使った料理の試食などで、盛況のうちに楽しくすごしました。

(天ヶ沢会場でのスナック)

# 最低賃金改正のお知らせ

## 新津労働基準監督署

新潟県最低賃金の改正に引続き産業別最低賃金も別表のとおりすべて改正されました。実施年月日以降は、記載された最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金等のお問合せは新津労働基準監督署(02502-2-4161)までどうぞ。

最低賃金の件名	最低賃金額		実施年月日
	1日	1時間	
新潟県最低賃金	3,249円	407円	59.10.5
食料品製造業	3,569円	447円	59.12.15
繊維産業	3,352円	419円	60.1.2
木材・木製品・家具製造業	3,691円	462円	59.12.29
出版印刷業	3,744円	468円	59.12.15
機械・金具製造業	3,806円	476円	60.1.3
卸売業・小売業	3,491円	437円	59.12.15